建設工事請負契約書附属条件

（趣旨）

第１条　この附属条件は、建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）の別記条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

（仕様書）

第２条　請負契約書別記第１条の仕様書は、次のとおりとする。

（１）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）［最新版］

（２）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）［最新版］

（３）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）［最新版］

（４）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）［最新版］

（５）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）［最新版］

（６）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）［最新版］

（７）　特記仕様書

２　前項各号に掲げる仕様書の内容が相いれない場合は、発注者の指示によるものとする。

（下請調書）

第３条　受注者は、工事の施工に当たり、下請契約を締結した場合は、当該下請の形態の如何を問わず、７日以内に下請調書（別紙様式１号）を発注者に提出するものとする。

（建設資材調書）

第４条　受注者は、工事に使用する建設資材について、施工計画書提出時及び工事竣工時に建設資材調書（別紙様式２号）を発注者に提出するものとする。

（前金払）

第５条　請負契約書別記第 34 条第１項の前払金の支払は、請負代金額（債務負担行為に係る契約にあっては、各会計年度の支払限度額）が 100 万円以上の場合に行うものとする。この場合、端数１千円未満は切り捨てるものとする。

２　請負契約書別記第 34 条第３項の中間前払金の支払は、請負代金額が 300 万円以上の場合（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が 300 万円以上の場合）であって、この契約締結に当たり、受注者が当該中監前払金の支払の請求を行う旨の届出を発注者に対し行っている場合に行うものとする。この場合、端数１千円未満は切り捨てるものとする。

（請負代金等の請求）

第６条　請負契約書別記第 32 条第１項並びに第 34 条第１項、第３項及び第５項並びに第 37 条の請求は、発注者に請求書を提出して行うものとする。

（建設業退職金共済制度等）

第７条　受注者は、契約締結後１か月以内に、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別紙様式３号）を発注者に提出するものとする。ただし、当該期限内に建設業退職金共済証紙を購入しない場合は、建設業退職金共済証紙不購入理由報告書（別紙様式４号）を発注者に提出するものとする。

2　受注者は、前項ただし書きによる報告を行った場合は、工事完成時までに前項の規定に準じて報告を行うものとする。この場合、「契約締結後１か月以内」及び「当該期限内」とあるのは「工事完成時まで」と読み替えるものとする。

3　第１項の規定は、請負代金額の増額変更があった場合に準用する。この場合、「契約締結後１か月以内」とあるのは「変更契約締結後１か月以内」と読み替えるものとする。

4　受注者は、工事の施工上必要な労働者の確保に当たっては、公共職業安定所の紹介する失業者の雇用に努めるものとする。

5　受注者は、請負代金額が 1,000 万円以上である場合には、建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度加入証明書（他の任意の労災補償制度に加入している場合は、その加入を証する書面）を貼付した建設労災補償制度加入状況報告書（別紙様式５号）を契約締結後５日以内に発注者に提出するものとする。

（下請の制限）

第８条　受注者は、工事を下請負に付する場合には、共通仕様書等に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

下請業者が県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 56 年３月 27 日告示台 412 号）第 10 条の規定により資格を取り消され、その取消しの期間が経過しない者でないこと。

（不当介入に対する措置）

第９条　受注者は、工事の施工に当たり、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「下請負人等」という。）が不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、不当介入報告・届出書（別紙様式６号）により、速やかに発注者へ報告するとともに、管轄警察署に届出（以下「報告・届出」という。）なければならない。

2　受注者は、下請負人等が不当介入を受けた場合は、速やかに受注者に報告を行うよう当該下請負人等を指導しなければならない。

3　発注者は、受注者が不当介入を受け、報告・届出が適切に行われたと認める場合にあって、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講ずるものとする。